



訪問介護と通所介護の保険給付継続の重要性を引き続き訴える

介護保険法改正案の国会審議が開始。国会質疑の場で議員に政府見解の追及を求める。

要支援者に対する訪問・通所介護が保険給付から外されるとすれば、そもそも「保険」制度としての信頼が崩れることや、このまま法案が十分に審議されないままの見切り発車になった場合の現場の混乱と介護保険制度にかかわる職員の疲弊といった懸念がある。国会の場で政府に対して厳しく追及していただきたい。



大西衆議院議員に、このままの法案改正でいいのか、その影響や懸念を伝える佐保介護部会部会長と森介護部会副部会長。

社会福祉評議会は4月8日および10日、衆議院・厚生労働委員の柚木議員（民主）ほか5人に対して要請行動を実施した。実際に面談した議員からは、要支援者に対する訪問・通所介護を外すことは単なる給付削減からでありおかし、専門的な支援が必要だからこそ「要支援」があるとの認識を持っている、といった意見をいただき、要請への深い理解をえられた。

今回の要請行動は2月21日に実施した衆・参厚生労働委員に対する要請行動に引き続くものであり、国会の場で法案改正に対する政府の見解をしっかりと追及してもらうことを要請する目的として実施した。

理想としてNPO、ボランティアによる支援ができればいいが、一律に介護保険から切り離すのはおかしい。審議の中で厳しく追及していきたい。

訪問先議員

柚木道義	民主
中根康浩	民主
長妻昭	民主
山井和則	民主
阿部知子	無所属
大西健介	民主

要支援者に対する訪問・通所介護サービスが保険給付から市町村事業へ移行した場合の懸念

1. そもそも保険原理に反しており、保険に基づく介護予防サービスを受けられる被保険者の権利が侵害され、保険制度の信頼が損なわれる
2. NPO やボランティアでは対応困難な要支援者に対して十分な支援を提供することができなくなる
3. 全国一律の基準が各自治体裁量となれば、サービス水準の低下や地域間格差の拡大、報酬安価による労働者の処遇低下につながる



衆議院厚生労働委員会の理事を務める山井議員へ要請書を渡す西村社福評事務局長（上写真）。

要支援者の自立した生活を支援してきた訪問介護と通所介護が保険給付から外され、市町村事業に移行されたら現場はどうなる？

○市町村事業となれば、各自治体の予算状況によりサービスの費用抑制が起き、サービスの量・質に格差が出てくるのではないかな？

○予防給付といえども、訪問介護・通所介護のサービスには命に係わる内容も多く、歩行介助ひとつとっても入浴・排せつ・認知症への対応があり専門性が必要。サービスの専門性が担保されなくなってしまうのでは？ボランティアによる活用がいられているが、何かあったときの責任は大丈夫かな？

○権利として使う「保険」を使えない、介護保険料を納めることに対する不安がますますでてくるのではないかな？

○すでに介護認定の変更申請が起きているように、介護認定変更のかけこみがおこるのでは？

○利用者が今後も今と同じ支援を受けられなくなると思い、重度への介護認定変更を求め、自立するインセンティブが減ってしまうのではないかな？

○経済的に余裕のある人とない人で受けられるサービスの程度に格差が出てくるのではないかな？

○今でさえ介護保険制度は非常に複雑であり、担当職員は慣れない現状がある。ただでさえ職員不足の中、見切り発車となれば職員の精神的負担が大きくなり、病む人が出てきてしまうのではないかな？

○この改正によって、本当に人々のより良い老後の生活を支えることができるのか？

